

第 363 回(令和 5 年6月)定例会
会派提案意見書案等整理表

資料 3

令和 5 年 6 月 13 日

番号	件名	提出 会派	案に対する態度				摘要
			自	維	公	民	
意 1	新型コロナウイルス感染症の支援の継続を求める意見書	自	—	△	△	○	
意 2	中小企業における脱炭素化への支援の充実を求める意見書	自	—	△	△	△	
意 3	不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための経済的支援制度の確立を求める意見書	維	△	—	△	△	
意 4	有機農業振興に向けた取り組みの促進を求める意見書	維	△	—	△	△	
意 5	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書	公	△	△	—	○	
意 6	特別支援学校・特別支援学級等への教員等の適切な配置を求める意見書	公	△	△	—	○	
意 7	豊かな学びと育ちのための少人数学級実現と教職員の働き方改革実現のための義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	民	○	△	○	—	

備考 ○：概ね原案どおり賛成 △：修正のうえ賛成 ×：当該案に反対 —：自会派提案

意見書案 第 号

(自由民主党)

新型コロナウイルス感染症の支援の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に感染法上の位置付けが5類となったが、ウイルスの感染力が低下していない中、新たな変異株の発生や感染の急拡大など、今後の状況を注視し、引き続き、対策を講じていくことが必要である。

そのため、自治体によっては、宿泊療養施設の確保やワクチン集団接種会場の整備などの対応を継続しているところである。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の通常対応への移行状況を踏まえながら、以下の項目について支援を継続するよう強く要望する。

記

- 1 医療費や病床確保等に係る公的支援について、感染状況や医療機関の受け入れ体制等に応じて、10月以降の継続支援も含め、柔軟かつ適切に判断すること。
- 2 ワクチンの集団接種を実施する自治体に対しては、地域の実情に応じ、9月以降も国負担により確実な財政措置を講じること。また、ニーズのあるワクチンを安定的に供給するとともに、供給の見通しについても迅速に情報共有を図ること。
- 3 感染拡大等により、10月以降も健康総合相談 **をはじめとする各種相談事業についてやワクチン接種相談など** 体制の確保が必要な場合は、引き続き財政措置を講じること。
- 4 後遺症に苦しむ方々に寄り添い、不安を取り除くために、新型コロナ後遺症 **や及びワクチン後遺症に対する相談窓口の設置、** 対応医療機関の確保など、後遺症対策に係る必要な経費に対し、財政措置を講じること。
- 5 重症化を防ぐためには、今後も高齢者等への対策が必要であることから、高齢者施設 **等** の従事者 **など** に対する **集中的検査抗原定性検査キットの無償配布** を継続して実施できるよう財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

新型コロナウイルス感染症の支援の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に感染法上の位置付けが5類となったが、ウイルスの感染力が低下していない中、新たな変異株の発生や感染の急拡大など、今後の状況を注視し、引き続き、対策を講じていくことが必要である。

そのため、自治体によっては、宿泊療養施設の確保やワクチン集団接種会場の整備などの対応を継続しているところである。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の通常対応への移行状況を踏まえながら、以下の項目について支援を継続するよう強く要望する。

記

- 1 医療費や病床確保等に係る公的支援 ~~やについて、感染状況や医療機関の受け入れ体制等に応じて、10月以降の継続支援も含め、柔軟かつ適切に判断すること。~~
- ~~2~~ ワクチンの集団接種 ~~など~~に係る財政措置を、秋以降の感染状況により適切に継続すること。 ~~を実施する自治体に対しては、地域の実情に応じ、9月以降も国負担により確実な財政措置を講じること。また、ニーズのあるワクチンを安定的に供給するとともに、供給の見通しについても迅速に情報共有を図ること。~~
- ~~3~~ ~~感染拡大等により、10月以降も健康総合相談やワクチン接種相談など体制の確保が必要な場合は、引き続き財政措置を講じること。~~
- 2 健康総合相談をはじめとする各種相談事業の体制確保や、後遺症に苦しむ方々に寄り添い、不安を取り除くために、新型コロナ後遺症相談窓口の設置や対応医療機関の確保など、後遺症対策に係る必要な経費に対し、財政措置を講じること。
- ~~3-5~~ 重症化を防ぐためには、今後も高齢者等への対策が必要であることから、高齢者施設 ~~等~~の従事者 ~~など~~に対する ~~抗原定性検査キットの無償配布集中~~ ~~的検査~~を継続して実施できるよう財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

中小企業における脱炭素化への支援の充実を求める意見書

世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においては、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指すGX推進法が令和5年5月12日に成立し、今後、法律に基づく具体的な施策により、脱炭素化の加速が期待される。

本県でも、国の目標値を上回る「2030年度の温室効果ガス48%削減」を掲げ、目標達成に向けて様々な対策に取り組むとともに、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指し、中小企業が実施する取組を支援している。このような地域の取組の積み重ねが脱炭素社会の実現には欠かせない。

よって、国におかれては、中小企業における再生可能エネルギーの普及拡大や脱炭素化による企業価値向上への支援を充実するよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 再生可能エネルギーへの転換を加速させる施策に取り組むこと。とともに、~~2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄や製造過程における人権尊重の国際的な動きなどの課題にも対応するため、リサイクルの促進や企業の人権方針策定推進等、必要な措置を講じること。~~
- 2 原材料調達、製造、物流、販売、廃棄など、事業活動に関する一連の流れから発生する温室効果ガス排出量の削減を促進するため、排出量の把握（見える化）等へのインセンティブを含めた施策を講じること。の見える化を促進すること。その際、インセンティブ効果の高い施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

中小企業における脱炭素化への支援の充実を求める意見書

世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においては、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指すGX推進法が令和5年5月12日に成立し、今後、法律に基づく具体的な施策により、脱炭素化の加速が期待される。

本県でも、国の目標値を上回る「2030年度の温室効果ガス48%削減」を掲げ、目標達成に向けて様々な対策に取り組むとともに、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指し、中小企業が実施する取組を支援している。このような地域の取組の積み重ねが脱炭素社会の実現には欠かせない。

よって、国におかれては、中小企業における再生可能エネルギーの普及拡大や脱炭素化による企業価値向上への支援を充実させよう、原材料調達、製造、物流、販売、廃棄など、事業活動に関する一連の流れから発生する温室効果ガス排出量の削減を促進するため、排出量の把握（見える化）等へのインセンティブを含めた施策を講じるよう下記事項について強く要望する。

記

1 再生可能エネルギーへの転換を加速させる施策に取り組むとともに、2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄や製造過程における人権尊重の国際的な動きなどの課題にも対応するため、リサイクルの促進や企業の人権方針策定推進等、必要な措置を講じること。

2 原材料調達、製造、物流、販売、廃棄など、事業活動に関する一連の流れから発生する温室効果ガス排出量の見える化を促進すること。その際、インセンティブ効果の高い施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

中小企業における脱炭素化への支援の充実を求める意見書

世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においては、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指すGX推進法が令和5年5月12日に成立し、今後、法律に基づく具体的な施策により、脱炭素化の加速が期待される。

本県でも、国の目標値を上回る「2030年度の温室効果ガス48%削減」を掲げ、目標達成に向けて様々な対策に取り組むとともに、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指し、中小企業が実施する取組を支援している。このような地域の取組の積み重ねが脱炭素社会の実現には欠かせない。

よって、国におかれては、中小企業における再生可能エネルギーの普及拡大や脱炭素化による企業価値向上への支援を充実するよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 再生可能エネルギーへの転換を加速させる施策に取り組むとともに、2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄や製造過程における人権尊重の国際的な動きなどの課題にも対応するため、リサイクルの促進や企業の人権方針策定推進等、必要な措置を講じること。
- 2 原材料調達、製造、物流、販売、廃棄など、事業活動に関する一連の流れから発生する温室効果ガス排出量の見える化を促進すること。その際、インセンティブ効果の高い施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための
 の経済的支援制度の確立を求める意見書

令和3年度令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で
 24万4,940人24万490人と前年度から増加し、依然として、高い水準で推移
 している。しかも、現状は短時間でも登校すれば欠席にならないこと保護者や
 学校の配慮により出席扱いになっているなどの、事実上の不登校児童数を鑑み
 ると潜在的な不登校児童生徒が多数在籍していると考えられる。

このような中で、フリースクールやオンライン学習など学校以外の多様な学
 習の場が期待されている。

フリースクール等の民間施設を利用する際の利用料という経済負担に加え、
 身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学となり、その時間的や身体的
 な負担やさらなる経済負担など家庭の事情も考慮しなければならない。

またオンライン学習で家庭や民間施設で授業を行う取組がなされているが、
 オンライン化に要する費用も負担になっている。

以上のように、現状では教育機会確保法の基本理念である「不登校児童生徒
 が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた
 必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、具体的な対策を講じ
 る必要がある。

よって国におかれては、教育機会確保法の基本理念通りに多様な学習機会を
 確保するため下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 教育機会確保法制定時の附帯決議の趣旨を踏まえ学校以外の場で行う学習
 活動に対する経済的支援制度を確立すること。
- 2 フリースクール等の民間施設の設立や運営に対する支援補助制度を更に充
 実確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための
経済的支援制度の確立を求める意見書

令和 43 年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で 24 万 4904940 人と前年度から増加し、依然として、高い水準で推移している。しかも、現状は 保護者や学校の配慮により 出席扱いになっているなどの、事実上の不登校児童数を鑑みると潜在的な不登校児童生徒が多数在籍していると考えられる。

このような中で、フリースクールやオンライン学習など学校以外の多様な学習の場が期待されている。

フリースクール等の民間施設を利用する際の利用料という経済負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学となり、その時間的や身体的な負担やさらなる経済負担など家庭の事情も考慮しなければならない。

またオンライン学習で家庭や民間施設で授業を行う取組がなされているが、オンライン化に要する費用も負担になっている。

以上のように、現状では教育機会確保法の基本理念である「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、具体的な対策を講じる必要がある。

よって国におかれては、教育機会確保法の基本理念通りに多様な学習機会を確保するため下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 教育機会確保法制定時の附帯決議の趣旨を踏まえ学校以外の場で行う学習活動に対する経済的支援制度を確立すること。
- 2 フリースクール等の民間施設の設定や運営に対する補助制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための
経済的支援制度の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万490人と前年度から増加し、依然として、高い水準で推移している。しかも、現状は保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなどの、**実質的な事実上の**不登校児童数を鑑みると潜在的な不登校児童生徒が多数在籍していると考えられる。

このような中で、フリースクールやオンライン学習など学校以外の多様な学習の場が期待されている。

フリースクール等の民間施設を利用する際の利用料という経済負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学となり、その時間的・**や**身体的な負担やさらなる経済負担など家庭の事情も考慮しなければならない。

またオンライン学習で家庭や民間施設で授業を行う取組がなされているが、オンライン化に要する費用も負担になっている。

以上のように、現状では教育機会確保法の基本理念である「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、具体的な対策を講じる必要がある。

よって国におかれては、教育機会確保法の基本理念通りに多様な学習機会を確保するため下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 教育機会確保法制定時の附帯決議の趣旨を踏まえ学校以外の場で行う学習活動に対する経済的支援制度を確立すること。
- 2 フリースクール等の民間施設の設定や運営に対する補助制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

有機農業振興に向けた取り組みの促進を求める意見書

2050年カーボンニュートラルを見据えたうえで、今や有機農業振興の流れは世界の趨勢である。また2050年の有機農業の取組面積を耕地面積の25%に拡大するという100万ヘクタールの高い目標値を目指すには、研究や人材育成に加えて安定した販路の確保が必要である。

EUの有機農業の拡大には農業環境政策としての十分な補助金、市場を発展させるプロモーション基金などが推進への後押しになっている。韓国でも有機農業者の所得保障や有機認証経費の無償化など財政的な支援策が実施され、有機農業が拡大してきている。

国内における有機農業はまだ生産性が低いため、品種改良や微生物の研究などの技術の基礎研究については経験者の勘を体系化する必要がある。新規の有機農業就農者や慣行農業から有機農業へ切り替える農業者にもリスクを軽減する方策が必要である。

そして、地域特性に適した有機栽培技術の確立は、各地域において、生産者・都道府県の普及指導センターや農林水産試験研究機関・農業者団体等の連携を核に展開され、その推進には生産者のみならず、有機栽培技術の研究者・普及指導員・営農指導員等の確保・育成が欠かせない。併せて、品種改良や微生物の研究などの国試験研究機関における技術の基礎研究の充実は、大きな推進力となる。

また地方には技術を教授する機関(普及センター)や指導者がいないことも課題であることから、技術をもった人材を国が養成する必要がある。

一方、有機農産物の販路や市場の拡大について、有機農業先進国で見られるような学校給食のオーガニック化等も、消費者理解や国民意識の醸成に繋がる形であれば、出口戦略として期待される。

有機農業先進国ではこうした取組を十分な財政的な支援策とともに実施し、国が有機農業の拡大にしっかりと伴走を行っている。市場の確保について、有機農業先進国では、市場流通だけでなく、学校給食や軍隊、病院、刑務所等の公的施設等に、有機農産物が供給されることで、市場がある程度確保されている。

よって、国におかれては、有機農業振興に向けて、公的な機関の販路の確保など下記の事項に取り組まれるようむことを強く要望する。

記

1 地方自治体の農林水産試験研究機関への研究人材や予算確保などの財政支援を行うとともに、各地域の有機農業推進の後押しとなるような基礎研究を国試験研究機関にて拡大し国の研究機関で基礎的な研究を行い、その研究成果・知見を各地方にフィードバックすること。

2-3 有機JAS認証取得経費への支援など、新規就農者・有機転換農家・有機農業者等が有機農業へ挑戦・拡大しやすくなる支援策について、より新規取組者の受け入れ、定着支援や転換推進など有機農業を実施する上での支援に対して、現状以上に充実した財政上の措置を講じること。及びまた、有機農業への新規参入を促すため、農地取得にかかる下限面積要件や認定農業者の認定基準などの新規参入に対する規制についての緩和に努めること。

3-2 地域特性に適した有機栽培技術の養成(研修)指導・普及・指導研修の体制づくりを強化するため、普及指導員の増員、都道府県の普及指導センターの普及指導や農業者団体の営農指導の機能強化、有機栽培の研修圃場・実証圃場の拡大等に必要な支援を、財政上の措置も含め充実させることに取り組むよう努めること。

4 環境・経営・地域の持続を踏まえ、有機農産物の需要拡大に向けた流通経路及び消費者の理解醸成、食料安全保障や農業・農村の持続化に対する国民意識の醸成を図るための支援を行ったうえで、有機農業市場の販路の確保のため、学校給食などにおける有機農産物の使用を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

有機農業振興に向けた取組みの促進を求める意見書

2050年カーボンニュートラルを見据えたうえで、今や有機農業振興の流れは世界の趨勢である。また2050年の耕作面積に占める有機農業の取組面積の割合25%（100万ヘクタール）の高い目標値を目指すには、研究や人材育成に加えて安定した販路の確保が必要である。

EUの有機農業の拡大には農業環境政策としての十分な補助金、市場を発展させるプロモーション基金などが推進への後押しになっている。韓国でも有機農業者の所得保障や有機認証経費の無償化など財政的な支援策が実施され、有機農業が拡大してきている。

国内における有機農業はまだまだ生産性が低いため、品種改良や微生物の研究などの技術の基礎研究については経験者の勘を体系化する必要がある。新規の有機農業就農者や慣行農業から有機農業へ切り替える農業者にもリスクを軽減する方策が必要である。

また地方には技術を教授する機関(普及センター)や指導者がいないことも課題であることから、技術をもった人材を国が養成する必要がある。

一方、市場の確保について、有機農業先進国では、市場流通だけでなく、学校給食や軍隊、病院、刑務所等の公的施設等に、有機農産物が供給されることで、市場がある程度確保されている。

よって、国におかれては、公的な機関の販路の確保など下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 国の研究機関で基礎的な研究を行い、その知見を各地方にフィードバックすること。
- 2 新規取組者の受け入れ、定着支援や転換推進など有機農業を実施する上での支援に対して、現状以上に充実した財政上の措置を講じること及び新規参入に対する規制の緩和に努めること。
- 3 技術の養成(研修)・普及・指導の体制づくりに取り組むように努めること。
- 4 有機農業市場の販路の確保のため、学校給食などにおける有機農産物の使用を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

有機農業振興に向けた取り組みの促進を求める意見書

2050年カーボンニュートラルを見据えたうえで、今や有機農業振興の流れは世界の趨勢である。また2050年の有機農業の取組面積100万ヘクタールの高い目標値を目指すには、研究や人材育成に加えて安定した販路の確保が必要である。

EUの有機農業の拡大には農業環境政策としての十分な補助金、市場を発展させるプロモーション基金などが推進への後押しになっている。韓国でも有機農業者の所得保障や有機認証経費の無償化など財政的な支援策が実施され、有機農業が拡大してきている。

国内における有機農業はまだまだ生産性が低いため、品種改良や微生物の研究などの技術の基礎研究については経験者の勘を体系化する必要がある。新規の有機農業就農者や慣行農業から有機農業へ切り替える農業者にもリスクを軽減する方策が必要である。

また地方には技術を教授する機関(普及センター)や指導者がいないことも課題であることから、技術をもった人材を国が養成する必要がある。

一方、市場の確保について、有機農業先進国では、市場流通だけでなく、学校給食や軍隊、病院、刑務所等の公的施設等に、有機農産物が供給されることで、市場がある程度確保されている。

よって、国におかれては、公的な機関の販路の確保など下記事項取り組むことを強く要望する。

記

- 1 国の研究機関で基礎的な研究を行い、その知見を各地方にフィードバックすること。
- 2 **市町村における新規就農者新規取組者**の受け入れ、定着支援や転換推進など有機農業を実施する上での支援に対して、現状以上に充実した財政上の措置を講じること及び新規参入に対する規制の緩和に努めること。
- 3 技術の養成(研修)・普及・指導の体制づくりに取り組むように努めること。
- 4 有機農業市場の販路の確保のため、学校給食などにおける有機農産物の使用を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める
意見書

帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再活性化再燃し発症するものである。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この帯状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされており、ワクチン接種助成制度を導入する自治体が増加しているものの、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」に移行した場合、長期治療を要することとなり、日常生活や精神状態に影響を与え、長期間にわたり QOL を低下させることとなる。また、神経痛の他にも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。

よって、国におかれては、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

帯状疱疹 **ワクチンへの早期発見・早期治療を啓発する**
ための予算措置助成並びに定期接種化を求める意見書

帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが **再活性化再燃**し発症するものである。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症するといわれており、**稀に**治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

~~この帯状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされており、ワクチン接種助成制度を導入する自治体が増加しているものの、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。~~

帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」に移行した場合、長期治療を要することとなり、日常生活や精神状態に影響を与え、長期間にわたり QOL を低下させることとなる。また、神経痛の他にも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。**「帯状疱疹後神経痛」への移行を防止するには、できるだけ早期に抗ウイルス剤を用いた治療とともに神経ブロック療法を行うなど、急性期から痛みを十分にコントロールすることが重要である。**

よって、国におかれては、帯状疱疹 **ワクチン**の **治療方法や早期発見・早期治療を啓発するための予算措置を講じること助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化**を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める
意見書

帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再活性化し発症するものである。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この帯状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされており、ワクチン接種助成制度を導入する自治体が増加しているものの、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」に移行した場合、長期治療を要することとなり、日常生活や精神状態に影響を与え、長期間にわたり QOL を低下させることとなる。また、神経痛の他にも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。

よって、国におかれては、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

特別支援学校・特別支援学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数が約14.3%増加、特別支援学級については1.6倍に増え、児童生徒数が2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約 ~~2.52.6~~ 倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援教育支援員や看護師等の専門家など特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員や、保護者や関係機関との連絡調整役を担う特別支援教育コーディネーターなどの適切な配置が必要不可欠である。

また、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への特別支援学校教諭免許状や看護師等への特別免許状の取得支援や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等が必要である。

よって、国におかれては、増加するさまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置や、特別支援学校教諭免許状等の取得支援など、財政措置を含めた特段の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

特別支援学校・特別支援学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数が約14.3%増加、特別支援学級については1.6倍に増え、児童生徒数が2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約 2.5 2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援教育支援員や看護師等の専門家など特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員や、保護者や関係機関との連絡調整役を担う特別支援教育コーディネーターなどの適切な配置が必要不可欠である。

また、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への特別支援学校教諭免許状や看護師等への特別免許状の取得支援や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等が必要である。

よって、国におかれては、増加するさまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置や、特別支援学校教諭免許状等の取得支援など、財政措置を含めた特段の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

特別支援学校・特別支援学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数が約14.3%増加、特別支援学級については1.6倍に増え、児童生徒数が2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約~~2.6~~ 2.5倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援教育支援員や看護師等の専門家など特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員や、保護者や関係機関との連絡調整役を担う特別支援教育コーディネーターなどの適切な配置が必要不可欠である。

また、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への特別支援学校教諭免許状や看護師等への特別免許状の取得支援や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等が必要である。

よって、国におかれては、増加するさまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置や、特別支援学校教諭免許状等の取得支援など、財政措置を含めた特段の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

豊かな学びと育ちのための少人数学級実現と教職員の働き方改革実現のための義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類へと移行されたものの、依然としていじめや不登校の子どもたちの増加、貧困やヤングケアラー等による不安定で複雑な家庭環境など、子どもたちを取り巻く問題は多様化・細分化している。一人ひとりに対し、よりきめ細やかな指導・支援が必要となっているところである。

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているが、今後は小学校に留まることなく、中学校での早期実施も必要であり、加えてきめ細やかな教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が求められる。

兵庫県内の小学校・中学校では、年度当初から教員配置基準に満たない教員未配置が発生し、それに加え、育児休業、病気休職者などの代替措置が未充足であるなど、慢性的な教員不足により、子どもたち一人ひとりに丁寧寄り添い、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するためには、教職員の働き方改革実現が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が3分の1となっているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでも、豊かな学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国におかれては、上記の状況を踏まえ、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

~~1 中学校での35人学級編制を早急に実現すること。~~

~~2~~ **1** 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現するため、加配教員や少数職種を増員などを推進すること。

~~2~~ **2** 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政対策を維持した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。